

第4回武蔵野市農業振興基本計画策定委員会会議録（要旨）

日 時：平成27年10月29日（木）午後3時～5時
場 所：武蔵野市役所西棟8階812会議室
出席委員：淵野雄二郎委員長、井口良美副委員長、北沢俊春委員、榎本一宏委員、
田中恒男委員、榎本英明委員、山中壯一委員、齋藤久枝委員、
大坂新一委員、高橋忠委員、今安典子委員、小島祐一委員
事務局：西川生活経済課長、生活経済課農政係職員
会議次第
1 第3回策定委員会の会議録の確認について
2 中間のまとめ案について
3 その他

委員長： 本日の第4回の委員会では、中間まとめを最終的な成案としてまとめていくというのが主要な議題でございます。それでは、議事次第に沿って開催します。

まず、第3回の会議録の承認については、よろしいでしょうか。

委員一同： はい。

委員長： それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 会議録は、来週ぐらいを目途にホームページに掲載いたします。

中間まとめ案の改訂版を事前に送付いたしましたので、主な変更点のみ説明いたします。

まず全体に係るものについて、用語の説明は、今までは資料編として後ろのページにまとめて掲載していたのを、各ページの下に記載する形にしました。それから、資料としてアンケート結果、委員会の設置要綱と委員名簿、この委員会の日程をつけ、全体の構成として、完成に近い体裁にしました。

それから、前回の議論で出された項目の訂正として、目標数値等を書き換えています。

まず、5ページには、町別の農地面積図を新たに追加し、さらに、図のカッコ内に市民農園の面積を書いております。

次に、経営耕地面積の1戸当たり平均が64.8aと記載していましたが、これは、市外も含めての数字であるため、64.8aが市内の平均農地という勘違いをされるおそれがあるとのことでしたので、削除し、用語の説明を記載しております。

続きまして、市民農園に関しては、前回の記述よりも現状の説明を入れ、また、先ほどの5ページの図と併せて読んでいただくと大体市民農園の配置のイメージがわかっていただけるということで記載しております。

9 ページの関係機関・団体との連携について、より具体的にというご指摘を受けて、「国や都、市の都市整備、まちづくり、環境、教育などの関係部署、さらに農業関連団体との連携」としました。

続いて、10 ページ、3 の基本目標の(1) 農家戸数は、「4 戸、5.4%の減少にとどめ、70 戸と設定します」と、前回はかなり事務局としての希望的な数値で書いておりましたが、やはりほかの、例えば農地面積や就業人口などに合わせて農家戸数だけがパーセンテージで言うと半分ぐらいの 5.4 というのは不自然だろうという議論をしまして、残念ですが、「7 戸 10%の減少にとどめ、67 戸」という目標に訂正いたしました。

続いて 11 ページ、(3) 就業人口ですが、減少率は先ほどの農家戸数や農地面積の減少と合わせる形で 10%減とし、199 人の 10%ということで 180 人に設定いたしました。この目標設定数字につきましては後ほど議論いただければと思っております。

それから、学校給食における市内産農産物の使用割合については、前回の目標値と同じ 30%を 37 年度の目標値とするのは、新たな計画には馴染まないというか計画数値にはならないだろうというご意見を受けて、目標値を 35%に増やして記載しています。端境期もあって厳しい数値ではありますが、高い目標を持ってということで 26.3%から 35%に増やしていくという記載にしました。

市民農園は、先ほどの図にも表れているように必ずしも区画だけ増やせばいいのかということがありますので、今回は設置場所等の均衡を図り、市民が身近に利用できるよう整備・拡充をしていくという目標にいたしました。

認定農業者については、前回は農家の 50%以上という目標数字を書いていたのですが、書き方を変えて、農家の半数が認定農業者になることを目標とするという形で目標値にしています。

続いて 20 ページ。前回のご意見等を踏まえて、「学校農園については、学校と連携して協力していきます」とわりとあっさりした書き方だったのを、「学校農園については、市立小学校の全校において学校敷地内、または農家の畑で農業体験学習を実施しています。子供たちが農作業を体験することは、農業に親しみ、自然への理解を深め、食育を推進する上でも意義が認められることから、今後も、学校、教育委員会、農業協同組合などと連携して、積極的に協力していきます。」

「また市立中学校においては職場体験として農家での農作業や直売所での販売等の体験を実施しています。職場体験については、受け入れ農家の確保を図り、協力をしていきます」という形で、小学校のみならず、中学校を含めて学校とのかわりを強くより踏み込んだ書き方にしております。

それから、農業公園については、農業ふれあい公園というのは特定の 1 つの公園を指すことになってしまうので、今後の農業公園の拡大も踏まえて、「農業公園

は、市民の農業体験の施設として親しまれています。農業者としても、市民との交流を深める場として関係部署等と連携・協力していきます。」と書き換えました。

28 ページの基本構想に定める事項については、前回の資料に添付をし損ねてしまいましたので、新たに差し込んでおります。

以上が前回の中間のまとめ案から今回お示している中間まとめの修正をした分になります。よろしくお願いいたします。

委員長： 議論に入りますが、先ほどの基本構想につきましては、これは経営基盤強化法に基づいて東京都の基本方針に基づいて市が策定するものです。それをパブリックコメントの段階でこういう形で入れ込んでいいかの確認と、具体的な目標数値等については東京都の基本方針との齟齬を指摘いただければと思います。

委員： この農業振興基本計画のままで大丈夫です。

ここに書いている項目は基本構想に定めないといけない数字なので、どうしても入れていただきたい。特に1と2については。

この「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」というのはすごくわかりづらいのですが、認定農業者及び認定農業者を目指す人で、いわゆる意欲的に農業に取り組んでいく、今後武蔵野市の農業を担っていく農業経営を行っていく方のことを指しています。その方たちが所有している、経営をしている面積が武蔵野市の全体の農地の面積の中でどれぐらいの割合を示すか、ということの意味します。面積のシェアという言い方なのですが、具体的な数字については後で事務局とすり合わせをして、あまり無理のない範囲の目標の設定をしたいと思います。

ちなみに東京都はいまこれが32%を目標にしています。武蔵野市さんは基本的に農地の面積が他市に比べてそんなに大きくないほうなので、逆に言うと割合がどんどん増えていくということになります。認定農業者になっている方の割合も35%と、ほかの市に比べて非常に高いんですね。ほかの市は2割とか、もっと低いところだと10%ぐらいの認定農業者の割合になっていますので、どちらかというとこの目標値が東京都よりも高いので、できればこれぐらいのパーセンテージになるように修正させていただければと思っています。ちょっとこれはわかりづらい数値なのですが。

委員： でも、この数字は誇るべき数字ですね。

委員： すごいと思います。ちなみに、葛飾区はこれが今60%ぐらい。非常にこれはいい数字だと受け止めていただいていた方がいいと思います。

委員： 認定農業者と農家戸数の相関関係とあるのですが、10年後には、先ほどご説明があったように、74戸から67戸になってしまう。今26人の認定農業者がいるのを、50%ですと33から34ぐらいになるという形になりますよね。認定農業者が増えるけれど、農家戸数が減るということは、今ご説明にあったような効率的安定的な面積的なものというのは、認定農業者が増えれば確かに認定農業者が所有

している農地は増えますが。

委員長： 総面積が減る？

委員： 面積的には、全体的に戸数が減るということは認定農業者も少なくなるという考え方というのではないのですか。

委員： それもあると思います。なので、10年後に、先ほど説明があった67戸に抑えるというところがどの程度の実現性があるかと言われると非常に難しいと思いますし、逆に全体の農家戸数が減っても認定農業者さんが減らなければその割合は高くなると思います。ただ割合をどう見るかは非常に難しい。

委員長： その辺の相関関係がどうなるかなのですが。

事務局： 農家戸数が減れば、イコール的な考えだと認定農業者の数も漸減する可能性はあるのですが、逆により高い目標を持っている方が残っていただければ認定農業者の数は若干なりとも上げていけるだろうというところの目標設定で、10年後に半数、67戸で行くと実際的には33戸とかいうのは、目標としてとても到達できない目標ではないのかなと。事務局としてはそのように考えて認定農業者さんは、そうやって収斂されてきた中での半数はぜひ確保していきたいと考えています。

委員： 今に関連するのですが、農家の方のアンケートを見ても、非常に仕事に誇りを持っている人、それから都市づくりに役立っている、農地を守っていくことに責任を感じているという方が半数以上いるわけです。そういうことから判断していけば、確かにそうではない方は減っていくかもしれませんが、認定農業者的な方はそのまま残っていくので、数は十分今のまま、農業施策とかいろいろやっていけば農家の方は残っていくのではないかと思います。そういう面で、農業に対しての今の武蔵野の農業者の方々の意欲というのは非常に感じられる数字ではないかと私は思います。

委員： 文章に、「今後も本市の農地減少は避けられない状況にあると予測されますが、認定農業者および認定農業者を目指す」と書いてあるので。

委員： これは認定農業者になっている方と、またそれを目指している人が両方含まれているという意味合いなので。どちらかというところ「効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者および認定農業者を目指す農業者）」と書いたほうが文章的にはわかりやすいかもしれない。

委員長： それでは、目標数値はこれであれしておいて、経営類型のほうは、これも一緒にやるのでしょうか、どうでしょうか、大体こういう形の所得の取り方とか、3つのタイプで5つのモデルを。

委員： 非常に細かく組んでいただいています。ただ、例えば農家の方、今日たくさん皆さん出席なので、この経営類型はあまり市内では見られないというようなものももしございましたらそぐわないのではないかとのご意見は逆にいただいたほうが良いと思いますが、私のほうからは特にこれで問題はないと思うのですが。

- 委員 : この営農類型で大体網羅しているのではないの？
- 委員長 : 多様なモデルを提示されているので、これは参考になりますね。
所得の切り方はこれでよろしいのですね。1000万、500万、300万と。
- 委員長 : 基本構想のほうだけ差し込みにするという区市町村もあるものですから。
これのように、全体の基本計画の中に基本構想も入れて行く形でよろしいのですね。基本構想については東京都の意見もお聞きしました。
それでは、修正箇所がいくつか挙げられましたが、それも含めて少しご意見を伺おうかと思えます。
- 委員 : 2点ほど。生産緑地の指定基準のことについて書かれています。それ自体はいいのですが、今までの歴史的な経過を正式に言えば、「特区」だけではなくて、今までに農業委員会、あるいはJA関係もずっと指定基準のことについては言っている、それはきちんと前段に書いておくほうがいいと思います。
例えば、1ページ、19ページ。これは東京都の特区構想だけでなく、農業委員会、JAからの従来からの要請に加えて東京都の都市農業特区が出ているというのが歴史的なきちんとした整理ではないかと思えます。
それから、5ページ、生産緑地の指定のところで、平成26年度に生産緑地の再指定や追加指定の制度ができたということは、農業委員会の建議があって、それで実現した。ですから、これは「農業委員会の建議もあり」というふうにきちんと書いたほうが残るのではないかと思うのですが。
- 委員長 : 農業委員会の建議及び関係諸団体ですね。
- 委員 : これは、たしかそれが契機になっていると思いますので。
- 委員長 : はい。ありがとうございます。ほかにもございませんか。
- 委員 : もう1点いいですか。24ページですが、④職としての魅力を高めるところで、「都市の農業者は」となっていますが、これは「武蔵野市の農業者は」としたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- 委員長 : あるいは「本市の」とかね。
学校給食のところはどうですか。この前も議論になりましたが。それから、市民農園の件も。この辺、もう1回議論を。使用割合26.3%、ほかの市町村に比べても高いという指摘でしたが。これで35%、かなり目いっぱいやっている、目標値としてどうでしょうか。
- 委員 : これは財団と農業者との深い話になってくるので。入札でやっている。農業者は、作物があるときは全部出したいというのがありますが、そこは、入札で多少はじかれる部分がある。そういうことがなくなればもう少し数字が伸びているはずだったのですが。
- 委員 : 今はメンバーが揃っているし、品物もいいものを出しているし、役所だってそんなにクレームが来ないだろう。そんなにというか、全然ないんじゃないか。

- 委員 : 搬入先として、児童数の多い小学校が1校増えることになるので、そうするとまた率が上がってきます。
- 委員長 : 対応はできるのですか。農家さんで新たに入れるとか。
- 委員 : これは農家、JAで必要な数量を出すようには一応連携プレーはしているので。
- 委員 : 武蔵野は、生産者と栄養士と調理師との連携があり、その受け入れ体制がすごくよくできているみたいです。私の友達に聞くと他市では給食に出しているけれど、トラブルがあって大変だという。武蔵野は、まとまっていて皆さんそれぞれの食材提供をしっかりとものに、返品がないように品物を出しているということで、私はいいのではないかと考えているのですが。
- 委員 : 35%がどのぐらいの量で。目標がわからないのですが。いきなり部長に35にされてしまった感があるのですが。
- 委員 : 平成18年度のときの目標値が30%なので、それから数年たってまだ30%のかなというのが疑問で。
- 委員 : 現在でも都内で恐らくトップではないかと思うのですが。それで、市の食育計画、推進計画でも30としている。要するに僕はこれでいいと思うのですが、教育委員会も相当これに対しては農家の方々に感謝しているんじゃないですかね。
- 委員 : 他市の方からは、なぜこんなに高いのかと非常に不思議がられました。
- 委員長 : あと、市民農園のところ、先ほど区画数は目標を出さないで、より質を高めるといいますか、より近いところで市民の方が参加されるような、そういう開設を目指す。そういう表現に変えるということでしたが、市民の方、どうでしょうか。
- 委員 : 市民農園に関しては地図が出ていましたね。これで行くと無いところもありますが、無いところは本当に市街地なんですね。
- 委員 : 市民農園の指導員はJA青壮年部さんに委託していますね。私は市民農園利用者の一人ですが、指導員の方が大変だとは思いますが、1区画をモデル区画にして、青壮年部の方々に管理してもらって、見本として、その時々種の蒔き方とか、畝の方角とか、片づけ方とか、モラルのこともなども教えてもらいながらやってもらうと結構いい特徴ある農園になるのではないかと考えてみています。青壮年部の方々が大変だから、あまり言えないのですが。
- 委員長 : 市民農園は、先ほど質を高めていくということと、すぐには園の拡大というのはなかなか難しいところがありますが、やはり園を拡大することもこの表現の中にあるのだらうと思いますが。市民が近場にできればという話ですので。
では、市民農園についてはそういうことでよろしいですかね。ほかには。
- 委員 : 特別この計画に入れるということではないのですが、警視庁が社会福祉協議会を経由して、農作業を通じて子どもたちを健全に育てることに協力している取組にお金を出している事業があったと思いますが。
そういう面では警視庁の補助事業ですから、すごくいいことだなと思います。

委員：立川でやっているというのを聞いたことがあります。問題を起こしてしまった青少年の更生を目的に、畑で種まきから収穫までの農作業をさせて、さらに販売までを経験させて、それで更生させる。

委員：そういう面ではいいですね、体験農園的な。

委員：受け入れる農家は大変ですが、全部共同作業で行うようですので。

委員長：武蔵野市では、体験農園はないそうですが、来年は1つできるといいですね。体験農園的なことを行っているふれあい農業公園は、市が買い取って開設しているものですね。

事務局：公園としての補助金を受けて市が買い、緑のまち推進課が公園として所管しています。

委員長：恐らく将来的には都市農業基本法というのが施行されてきますと、都市計画サイドといいますか、国交省と農水省の共管の法律なので、恐らく農地+周辺の屋敷林ですとか、あるいは周辺の農地環境全体を整備していく中で、こういうのは1つの武蔵野のモデルになるのではないかと思います。

委員長：直売所はどうですか？JA直売所と、農家さんの開設しているのと。

委員：庭先直売をやっている人は、例えば1年を通してやっているという方が全部ではないわけで、夏の間だけやって、その他は、新鮮館に持ってくるとか、一概には言えない。また、規模が小さい人は農協まで持ってくるのは遠いから自分の家でやるという人もいます。

委員長：一覧表ですと直売所は44ですね。

委員：買おうと思ったらここでもあそこでも買える。そういう意味ではバランスはいい。東のほうの人もアンテナショップで買えるし。

委員長：アンケートでも、好評である反面、全然知らないとか。要するに近場にはいないという人たちもいるようで、その辺をどういう具合にこの方針の中に入れるか。

委員：軒先販売というのはすごい嬉しいというか。ちょっとこちら側に来る用事があったら何か買うのですが。吉祥寺周辺でそういうところがないので、欲しいなと思います。

農家さんでなくても、お店屋さんと提携して、夏の間、夏野菜を置くだけでもすごい近所の方は喜んでますね。うちのそばで八百屋さんでない、自転車屋さんみたいなのがあって、夏の間、大家さんの知り合い農家の野菜を持ってきて売っているんですね。そうすると、あつという間に午前中で売り切れてしまう。美容室でもエダマメを置いてあったり、面白くて。それが、あつという間に売り切れてしまう。

委員：私は北町に住んでいますので、直売所マップのNo.1、2、3、4、あの辺のところの販売を見ているのですが、最近は本当にすぐ売れてしまいますね。十数年前は、お金を入れないで持っていく泥棒のようなことをやる人がいましたが、今は、だ

いぶ安定しています。

委員 : 11月には、野菜の品評会を行います。もちろん品評会だから、皆さん飛び切りの品物を出してきますから、そしてそれを販売します。安く販売しますから。

委員 : なかなか買えないんでしょうね。

委員 : そうです。売上金は一部を寄付しています。ですから、そういった面でぜひ参加してもらって、買って行ってください。

委員 : そういう場において、値段を少し高めに設定されると逆に私は嬉しく思うんです。というのは、私の考えは、例えばデパートの地下では、無農薬とかタイトルをつけて野菜をいい値段で売っている。農家の直売所のと食べ比べるのですが、全然遜色ないんですよ。直売所では、特に無農薬でもそれを売りにしていない。ですから、武蔵野市のそういうイベントで野菜を売るときは、これは武蔵野市の野菜だからちょっと高く売っていますよと。要するに高い値段を設定してもらうと逆に嬉しいと思うんです。少しずつ少しずつ、いいものは高いんだと。そういう習性を武蔵野市の市民が実践するということが非常にいいことではないかと、全国のPRになると思うんです。武蔵野市はいいものを高く売ってくれと。感謝する心を武蔵野市民は持っているというように。そうしてもらえればと思います。

委員長 : 本当にそう思いますね。

武蔵野野菜ということで何かラベルを表示するとか、例えばのぼりを作るとか、エコファーマーとかそういうのに取り組んでいくのが必要ですね。

委員 : 直売所では、料理ができるのもっと説得力があったり説明ができると思うんですが、私はそれができないので残念です。

委員 : 新鮮館では、パートの売り子さんたちに試食を用意してもらっている。それが、味を知ってもらうには一番手っ取り早いので、あと、料理の方法も、パートさんたちは自分で料理しますので。また農家さんは売れ残ったものをパートさんに提供して、家で調理をしてもらって、これはこういうのがおいしかったとか店先でレジを打ちながらでも質問した人にはそうやって答えていただいているというのがまさしく対面販売で。

委員 : お客さんにわかってもらえるのが、一番。

委員 : そうですね。やはり食べ方がわからない人が最近多いみたいで。

委員長 : その辺のも、8ページの安全・安心、市民の理解、この辺に今の何か書きますか。端境期というか野菜がないときにどうするかという問題があるのでしょうか。冬場は庭先の店を閉じるなどでしょうか？。

委員 : 冬場は品数が少なくなってしまうので。例えばハウレンソウだけとかコマツナだけとかになってしまうので。

委員 : でも、ハウスの人は最近増えてきているから、結構いろいろ使いようで。

委員 : 今の時期に果菜類を出すという人が何人かいますが、それは農協へ出荷してい

て、自宅で直売をしている人は少ないですね。

また、昨今は灯油にしろ、重油にしろ、すごい値段が上がって採算が取れなくなっているの、無加温で、暖房機を使わないで野菜を作っているというのが現状です。

委員長：他に、ご意見はございますか。

委員：国が掲げる新規就農者を定着するために年間1万から2万人に倍増するという計画がありますよね。振興基本法にも掲げられていて、武蔵野市では年間2人ぐらいと挙げているわけですが、これは全体的にどういう考えで、当然新規就農者の方を入れるための施策みたいなものはあるのでしょうか、この文章を読んだだけでは何もわからない。基本的に単純に少なくなるから増やしましょうの話なのか、それとも若い人をもっと、営農ボランティアとかあいうものを含めて全体的にボトムアップ的な考え方でやるのか、それを教えていただきたいのですが。

委員：これは昨年度、農業経営基盤強化促進法が改正されて、これまでは東京都知事が認定していた認定就農者という制度を市町村のほうで認定しなさいという制度に変わったのを受けて、各市町村の基本構想・農業振興計画に位置づけなければならなくなったものです。

認定就農者については、今まで東京都が審査・認定をしていて、東京都全体で年間1人か2人ぐらいと、本当に少ないのですが。

ただ、この計画に書いている「新たな農業経営を営もうとする方」というのは認定就農者に限らず、基本的に農家の後継者や、農家の子弟の方、例えばお婿さんとかお嫁さんも含みますので、そういう方が農業に入ってきてくださることを目的にしています。

どんな支援があるのかと言われると、なかなかこれといった明確な支援がないのが現状ですが、1つには農家の子弟の方がもし認定就農者になった場合は、青年等就農資金という無利子、無担保の国の制度資金がありますので、そういうものを借りてハウスを建てたり、東京都の補助だけでなく、そういう資金を借りたりすることもできます。ただ、今のところ、それぐらいしかなか支援策がないのが、現状です。

そんな中でも、各市町村の計画・基本構想には2～4名の新規就農者の確保を目標として挙げてもらっています。

委員長：新規就農者という概念は農家の子弟も含めた新規の学卒就農者なんですね。アンケートの50ページに1人いらっしゃいましたね。農水省の就農準備校を受講して云々と。青年就農給付金150万円というのは一定の準備校で研修を受けて、それで親元就農でもいいのでね。そういうのが必要なのですが、東京都はそういう準備校的な形でね。

委員：そうですね。準備型というのは、いわゆる研修している間も2年間、150万円。

2年間で300万です。

委員：東京都で認定就農者の認定をしていたときは、給付金はなかったのですが、例えば都内の篤農家さんのようなすごい農家さんで研修のときの研修資金みたいな形で、それほどハードルが高くなくお金が借りられて、結構使い勝手がよかったです。小笠原などはその資金を借りの方が非常に多かったのですが、今は認定就農者の認定は市町村になったので、今は、都内だと認定就農者を認定しているのは、調整区域を持っているところです。

今、農家の後継者の方もお金を借りることができますので、最初の準備資金も結構要りますので、施設を建てたり、そういったものでも使えますので。

委員：親から独立してやらないともらえないという、国なんかの場合はそのようですよ。例えば後継で親と一緒に経営の中でやるのは駄目であって。独立してやらないと駄目なんですよ。

委員：そうですね。部門を変えとか、新しい別の経営をやっていただくという。

ですから、ある程度耕地面積がないとちょっと難しい。親と一緒にやるだけだと認定就農者というものにはなれない。

ただ、新規就農者ではあるので、もちろん農家の後継者としてお父さんと一緒に農業を始める方は、新たに農業経営を営もうとする人には含まれます。

委員長：それでは、一応目標値の数字等も含めて、中間とりまとめとして確認させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同：了承。

委員長：それでは、これをパブリックコメントに付してもらおうということになります。

事務局：11月15日号の市報、ホームページにパブコメ実施の記事を掲載し、11月16日から30日までの2週間、市民のご意見を募集して、それをまた12月14日の委員会でご審議いただきたいと思えます。

委員長：それでは、今日の議事はこれで閉じたいと思えます。どうもお忙しいところありがとうございました。

以上